

別紙様式第 10 号の 3 (第 34 条の 5 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

銀行法第 52 条の 4 第 1 項に基づく銀行議決権保有届出書・  
銀行法第 52 条の 4 第 2 項に基づく変更報告書 (NO. )

年 月 日

金 融 庁 長 官 殿  
財 務 ( 支 ) 局 長 殿

商号、名称又は氏名 印  
住所又は本店所在地  
届出又は報告義務発生日 年 月 日

第 1 提出者及びその他保有者等に関する事項

1 銀行又は銀行持株会社

銀行又は銀行持株 会 社 の 名 称		提出者、その他保有者 及び共同保有者等の総 数	
本店又は主たる 事務所の所在地		提出形態	※ 1 連名 2 その他

2 提出者等

(1) 提出者等の概要

※ 1 個人 2 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) ) (団体名等 : )	
フリガナ (カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ (カタカナ) 住所又は本店所在地	
事 業 の 種 類	

フリガナ（カタカナ） 旧商号、名称又は氏名			
フリガナ（カタカナ） 旧住所又は本店所在地			
旧事業の種類			
個人	生年月日 年 月 日	(フリガナ)	
		勤務先名称	
法人	職 業	勤務先住所	
	設立年月日 年 月 日	(フリガナ)	代表者役職
		代表者氏名	
	資本金額(百万円)		
提出者との関係	※ 1 本人 2 共同保有者		
事務上の連絡先 及び担当者名			
電 話 番 号			

(2) 上記提出者等が保有する議決権の数

提出者等が保有する議決権の数	
----------------	--

(1) 保有の目的

新保有の目的	
旧保有の目的	

3 その他保有者等

(1) その他保有者等の概要

※ 1 個人 2 法人（1 株式会社 2 有限会社 3 その他（ ）） (団体名等： )	
フリガナ（カタカナ） 商号、名称又は氏名	
フリガナ（カタカナ） 住所又は本店所在地	
事業の種類	

フリガナ（カタカナ） 旧商号、名称又は氏名			
フリガナ（カタカナ） 旧住所又は本店所在地			
旧事業の種類			
個人	生年月日 年 月 日	(フリガナ)	
		勤務先名称	
法人	職業	勤務先住所	
	設立年月日 年 月 日	(フリガナ)	代表者役職
		代表者氏名	
	資本金額(百万円)		
提出者との関係		※ 1 その他保有者（銀行法第3条の2第1項第 号の その他保有者） 2 共同保有者に係るその他保有者に相当する者（銀行 法第3条の2第1項第 号）	
事務上の連絡先 及び担当者名			
電話番号			

(2) 上記その他保有者等が保有する議決権の数

その他保有者等が保有する議決権の数	
-------------------	--

(1) 保有の目的

新保有の目的	
旧保有の目的	

4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合

提出者及びその他保有者が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
その他保有者が保有する議決権の数	
銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B×100)



2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者、その他保有者及び共同保有者等の議決権保有割合

提出者、その他保有者及び共同保有者等が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
その他保有者が保有する議決権の数	
共同保有者が保有する議決権の数	
共同保有者に係るその他保有者に相当する者が保有する議決権の数	
銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	$(A/B \times 100)$
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

(記載上の注意)

## 1 一般的事項

- (A) この様式において「議決権」とは、銀行法第2条第6項に規定する議決権をいう。
- (B) この様式において「届出書等」とは、銀行法第52条の4第1項に規定する銀行議決権保有届出書又は同条第2項に規定する変更報告書をいう。
- (C) この様式において「提出者」とは、銀行法第52条の4第1項又は第2項の規定により、届出書等の提出を行う者（代理人が提出する場合には、当該代理人に提出を委任する者）をいう。
- (D) この様式において「その他保有者」とは、銀行法第3条の2第1項第2号から第5号まで及び第7号の規定により、提出者が保有しているものとみなされる議決権のうち、提出者が現に保有している議決権以外の議決権の保有者をいう。
- (E) この様式において「共同保有者」とは、提出者が銀行法第3条の2第1項第6号に掲げる者である場合における同号に規定する共同保有者をいう。
- (F) この様式において「提出者等」とは、提出者及び当該提出者に届出書等の提出を委任した共同保有者をいう。
- (G) 記載事項のうち「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」には、提出者及びその他保有者の議決権の保有状況について記載し、「3 その他保有者等」には、その他保有者がいる場合にのみ記載し、その他保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。「第2 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ記載し、共同保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」には、その他保有者又は共同保有者がいる場合にのみ、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。また、その他保有者がいない場合には、この様式のうち「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」に係る部分、共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分、その他保有者及び共同保有者がいない場合には、これらに加え「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に係る部分の提出を要しない。
- (H) 提出者は、共同保有者全員の委任を受けて、提出者等全員の届出書等を一つにまとめて提出することができる。
- (I) 上記(H)の場合には、提出者等のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」に記載するとともに、当該提出者等の議決権の保有状況を一括して「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に記載すること。また、その他保有者及び共同保有者に係るその他保有者に相当する者の議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」に記載するとともに、「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に提出者等と併せて記載すること。この際には、共同保有者の議決権の保有状況については、「第2 共同保有者に関する事項」に記載することを要しない。
- (J) 変更報告書は、議決権保有割合に100分の1以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類

変更、提出者の保有の目的の変更、その他保有者等の変更、その他保有者等の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、その他保有者等の保有の目的の変更、共同保有者の変更、共同保有者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。なお、銀行法の他の規定及び他の法令に基づき、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長に上記事項に係る変更の報告等を行っている場合には、当該事項に係る変更報告書を提出することを要しない。

- (K) 変更報告書の提出に当たっては、銀行議決権保有届出書の記載事項の全てについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」の「(1) 提出者等の概要」欄、「3 その他保有者等」の「(1) その他保有者等の概要」欄又は「第2 共同保有者に関する事項」の「1 共同保有者」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「1 銀行又は銀行持株会社」及び「2 提出者等」の「(1) 提出者等の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。
- (L) ※のある欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- (M) 届出書等に係る訂正報告書については、銀行又は銀行持株会社の名称、提出者の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地並びに訂正される届出書等の届出又は報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。
- (N) 銀行議決権保有届出書の提出を行う際には、提出者若しくはその他保有者又は共同保有者若しくは当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が事業を行っている場合は、これらの者の営業所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の名称及び所在地を記載した書類を添付すること。なお、当該営業所の名称又は所在地の変更を行った場合には、当該変更を行った日の属する営業年度の終了の日から5日以内に、当該営業年度の終了の日現在の当該営業所の名称及び所在地を記載した書類又は当該変更を行った営業所についての当該変更前及び変更後の名称及び所在地を記載した書類を提出すること。

## 2 個別事項

別紙様式第10号の2の3に準じて記載すること。